

平成29年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成29年 3 月 3 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名		1 番 赤木 貴尚 2 番 土谷 勇二
日程第 2	審議期間の決定		20日間 決定
日程第 3	諸般の報告		議長 報告
日程第 4	施政方針の説明		市長 説明
日程第 5	議案第 4 号	長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第 6	議案第 5 号	長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第 7	議案第 6 号	壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第 8	議案第 7 号	壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第 9	議案第 8 号	壱岐市個人情報保護条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第 9 号	壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第10号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第12	議案第11号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第13	議案第12号	壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第14	議案第13号	壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	企画振興部長 説明
日程第15	議案第14号	壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	建設部長 説明
日程第16	議案第15号	壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について	教育次長 説明
日程第17	議案第16号	壱岐市体育施設条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第18	議案第17号	壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について	総務部長 説明

日程第19	議案第18号	壱岐市学校施設整備基金条例の制定について	教育次長 説明
日程第20	議案第19号	財産の無償譲渡について	市民部長 説明
日程第21	議案第20号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）	財政課長 説明
日程第22	議案第21号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第23	議案第22号	平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第24	議案第23号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	保健環境部長 説明
日程第25	議案第24号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第26	議案第25号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第27	議案第26号	平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）	総務部長 説明
日程第28	議案第27号	平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）	建設部長 説明
日程第29	議案第28号	平成29年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第30	議案第29号	平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第31	議案第30号	平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第32	議案第31号	平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第33	議案第32号	平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第34	議案第33号	平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第35	議案第34号	平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第36	議案第35号	平成29年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1 番 赤木 貴尚君

2 番 土谷 勇二君

3番	呼子 好君	4番	音嶋 正吾君
5番	小金丸益明君	6番	町田 正一君
8番	市山 和幸君	9番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	今西 菊乃君
16番	鵜瀬 和博君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	土谷 勝君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。また、機器操作のため関係者の立ち入りを許可しておりますので、あわせて御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成29年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、赤木貴尚議員、2番、土谷勇二議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

3月会議の審議期間につきましては、去る3月1日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。小金丸議会運営委員長。小金丸議員。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成29年壱岐市議会定例会3月会議の議事運営について協議のため、去る3月1日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月22日までの20日間と申し合わせをいたしました。

本定例会3月会議に提案されます案件は、条例の制定5件、条例の一部改正8件、平成28年度補正予算関係8件、平成29年度予算関係8件、その他3件の合計32件となっております。

また、陳情1件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の施政方針の説明を受け、その後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

3月6日、7日は休会といたしておりますが、議案に対する質疑並びに予算に関する発言の通告をされる方は、3月6日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月8日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち、議案第4号及び第5号につきましては、長崎県市町村総合事務組合への報告があるために委員会付託を省略し、質疑の後、討論、採決を行うようにしております。

また、平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）及び平成29年度壱岐市一般会計予算

につきましては、特別委員会を設置して審議すべきということを確認いたしておりますので、よろしく願いいたします。

3月9日と10日の2日間を一般質問日としております。

3月14日と15日の2日間、各常任委員会を開催し、16日、17日の2日間を予算特別委員会を開催するようにいたしております。

3月22日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成29年老岐市議会定例会3月会議の審議期間日程案であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。3月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月22日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成29年老岐市議会定例会3月会議に提出され、受理された議案は32件、陳情1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査及び定期監査後期の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る2月6日、東京都において、全国離島振興市町村議会議長会平成28年度第2回総会に出席をいたしました。会議では、平成28年7月1日から12月31日までの会務報告が行われ、平成29年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認されたところであります。

終了後、第36回長崎県離島振興市町村議会議長会定例総会が行われ、平成28年8月3日から平成29年2月5日までの会務報告と平成29年度事業計画及び収支予算が原案のとおり承認されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わります。

次に、平成28年12月26日、長崎市において開催された長崎県病院企業団議会平成28年

第2回定例会に市山繁議員と市山和幸議員が出席をされております。

次に、2月21日、長崎市において開催された長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に土谷議員が出席をされております。

なお、詳しい資料につきましては、事務局に保管をしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、去る2月9日、10日に開催いたしました議会報告会につきましては、大変寒い中に御出席をいただき、まことにありがとうございました。参加者皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、ホームページ及び議会だよりにて後日報告をいたします。

今定例会3月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

日程第4. 施政方針の説明

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。平成29年度施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成29年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成29年度当初予算案、また前会議以降今日までの市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

2月20日に開会された長崎県定例県議会において、中村知事が説明された県の平成29年度当初予算については、国境離島地域の振興を力強く推し進める内容でございました。

有人国境離島法の施行という絶好の機会を最大限活用し、本市の振興発展に必ず結びつけるよう、さらなる熱意を持って、市政運営に取り組んでまいります。

昨年4月に成立した有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法、いわゆる有人国境離島新法が、いよいよこの4月1日から施行され、特定有人国境離島地域社会維持交付金が創設されております。

この法律は言うまでもなく、自由民主党離島振興特別委員長である谷川弥一衆議院議員を初め、関係国会議員の皆様の御尽力により成立したものであります。

私も、壱岐市長、そして全国離島振興協議会会長として、本法律制定に奔走いたしました、その実現が目前に迫り、非常に感慨深いものがございます。今後、本法律を最大限活用するため、市が中心になり、県や地域の各種団体及び民間事業者等が連携・協力し、知恵を絞り、工夫して

組み立てていくことが求められます。今後とも、議員各位、市民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

なお、平成29年度当初予算については、施策ごとの積み上げを行い、国境離島振興費として、所要の予算を計上いたしております。

特に、航路・航空路運賃につきましては、市民皆様の航路運賃をJR運賃並みに、航空路運賃は新幹線運賃並みに引き下げることにより経済的負担を軽減し、安心して住み続けていただける環境づくりに取り組んでまいります。

対象航路・路線につきましては、航空路が長崎―壱岐間、航路は、現在九州郵船が運航している博多―壱岐―対馬航路、印通寺―唐津航路、あわせて市営航路である三島航路となります。

割引後の運賃につきましては、博多―壱岐―対馬航路の片道運賃について、平均約3割程度の引き下げ、三島航路につきましては、平均約5割程度の引き下げとなり、3月1日に公表されたところでございます。航空路につきましては、国の交付金算定基準により現在協議中でございますが、詳細が決定次第、市民皆様への周知を図ってまいります。

次に、**地域商社の設立について**でございますけれども、壱岐市の生産者や事業者が、新規販路開拓等の方策がないために、地域に埋もれてしまっている商品や高い価値を持ちながらも低い価格に据え置かれたままの商品等を、都市部を中心とする全国の顧客に宣伝・売り込みを行う機関として、このたび、壱岐市の地域商社を設立いたします。

本商社は、長崎県等の関係機関と連携して宣伝・売り込み活動を実施することにより壱岐商品の販路開拓・高価格化を狙い、生産者・事業者の事業拡大による雇用の場の創出を図り、本市の活性化を目指すものであります。

可能な限り早期に本格的な活動を開始する予定であり、主な取り組みといたしましては、首都圏及び福岡都市圏をターゲットとした小売店や飲食店への売り込み、全国をターゲットとした通信販売事業の実施、また、それに先立ち市内産品の掘り起こしと棚卸し、マーケティングリサーチ等を実施することといたしております。

本商社の拠点は市内に設立いたしますが、福岡事務所を活用しながら広く営業活動を実施し、販路開拓を初め最大限の取り組みを推進してまいります。

平成27年10月に策定した壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、これまで、国の地方創生推進交付金を活用しながら人口減少対策の各種事業に取り組んでおります。

平成28年度は、地方創生推進交付金事業でCCRC（生涯活躍のまち）関連事業等計3事業の採択を受け、現在、実施中ではありますが、このたび、国の補正予算において、地方創生拠点整備交付金事業により、ハード事業の壱岐観光サービス拠点整備事業ほか計3事業の採択を受けております。本交付金は、地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的かつ主体的な

地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等ハードの取り組みを進めることを目的として創設されたものであり、未来への投資の基盤につながるものとして、地方創生のさらなる深化を目指しているところであります。平成29年度当初予算においても、地方創生推進交付金事業を積極的に活用するため、所要の予算を計上しております。

平成28年度のふるさと納税については、目標額1億8,000万円を目指して取り組んでおりますが、平成29年2月末現在、昨年度実績1億600万円を大きく上回り、入金ベースで6,190件、約1億3,500万円の寄附額となっております。これは、昨年、返礼品カタログの改訂やポイントの見直し、また、ユーチューブなど動画サイトでの積極的な宣伝活動を行ったことによる効果と考えております。しかしながら、目標額達成は微妙な状況でございます。

なお、ふるさと応援基金の活用については、農業・漁業など産業の振興や景観・自然・歴史文化の保全、観光振興など、壱岐島に住む人、訪れる人に実りをもたらす壱岐の宝を磨き上げる「実りの島プロジェクト」と子育て・教育の充実、担い手の育成など「しまの未来を担う人材育成プロジェクト」、移住・定住の促進、福祉・医療の充実、防災力の強化、住環境の整備など「安全・安心で充実したしま暮らしプロジェクト」への活用を行い、寄附をいただいた皆様や市民皆様へ広くお知らせをしております。

次に、**産業振興**についてでございます。

まず、**農業の振興**について申し上げます。

壱岐市の農業が持続的に発展していくためには、効率的、安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくり及び農業生産額の向上が重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すため、担い手対策・米政策・施設園芸・畜産振興等の各種施策を講じてまいります。

農業の継続・成長には、後継者を初めとする人材の確保、集落営農組織の育成が喫緊の課題であります。

このため、新規就農者・農業後継者や女性農業者などの新規認定農業者の認定や、集落営農組織・特定農業法人の設立、企業の新規参入等、多様な担い手確保対策を推進しております。

認定農業者につきましては、現在281経営体を認定いたしております。法人経営体が26経営体となっております。また、集落営農組織については、集落営農法人が20組織、特定農業団体が19組織、集落営農組織が4組織を設立されており、本市農業の柱となる担い手として大きな期待を寄せており、今後も引き続き、組織の持続的な経営安定に向けた育成・支援を行ってまいります。

また、壱岐市農協では、農業の担い手である集落営農法人、認定農業者等に対する経営力向上に向けた支援を強化するため、専門部署の設置が決定されており、その部署を壱岐市担い手サポートセンターと位置づけるとともに、県壱岐振興局と市から週1回職員を派遣し、総合的な担

い手支援を行うことといたしております。本市農業振興の方針と壱岐市農協第8次営農振興計画の方向性は同様であり、このような官民一体となった支援を構築することにより、地域農業のさらなる振興発展が図られるものと考えております。

また、国の米政策の見直しにより、平成30年度産から行政による生産数量目標の配分にかかわらず、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととされております。現在、平成30年産より長崎県農業再生協議会が主食用米における生産面積の目安の提示を地域に対して行う方向性が示されており、今後、需要に応じた生産並びに水田のフル活用が円滑に図られるよう、壱岐地域農業再生協議会を中心に進めてまいります。

複合部門の重要作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物であり、今後、補助事業等を活用して施設整備の支援を講じてまいります。

特に、アスパラガスについては、反収が10年連続県下トップの成績を維持しており、面積の拡大とともに揺るぎない産地形成を図ってまいります。

肉用牛振興につきましては、壱岐市肉用牛改良対策会議の改良方針に基づき、優良系統牛の保留に対する支援を継続してまいります。また、肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちの「壱岐牛」として地域商標登録され人気を博しており、今後も育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

2月の子牛市では前回比97.12%と若干値下がりいたしましたけれども、年間平均では、過去最高を更新する84万8,000円台となっております。また、2月の子牛市を終えて、年間子牛販売額が35億7,000万円となり、市場開設以来、初めて30億円台に到達をいたしております。

繁殖雌牛の飼養頭数につきましては、これまで飼養農家の減少等により減少が続いておりましたが、平成28年度は12戸の繁殖農家が減少したにもかかわらず、若干の繁殖雌牛の増頭を見込んでおります。これは、壱岐市農協が平成28年度より取り組まれている「チャレンジ7000事業」を初め、関係機関の各種増頭対策等によるものと考えております。今後も引き続き、生産基盤の強化、増頭対策に取り組んでまいります。

また、本年9月7日から11日にかけて「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」が開催されます。壱岐牛の名声を高める絶好の機会であり、市としましても最大限の支援を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、平成28年4月から29年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は30.8%減の2,698トン、漁獲高は21.3%減の25億2,200万円となっております。漁家及び漁協の経営に深刻な影響を与えております。要因

といたしましては、全国的なスルメイカの不漁やクロマグロの資源回復のための漁獲抑制、また魚価の低迷などが考えられます。

加えて、水産資源の減少、漁場環境の悪化による漁獲の減少、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、漁業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、水産業の振興を図るため、意欲ある担い手の育成支援事業として認定漁業者制度並びに漁業後継者対策事業を市単独事業で実施しており、現在、認定漁業者は185名で、漁業後継者は2名が研修中であります。その他、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲安定共済・漁船損害保険の一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化機器導入への助成、さらに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成等の振興施策を引き続き実施してまいります。

国・県の事業として、魚介類の海上輸送費を助成する離島輸送コスト支援事業、漁場の生産力向上に関する取り組みや漁業の再生に関する実践的な取り組みを行う集落を支援する離島漁業再生支援交付金、新規就業時の経費負担を軽減し、若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に取り組んでおります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」を活用し、アワビ31万個、アカウニ28万個、カサゴ18万尾の種苗の生産・放流を計画しております。限られた資源を持続的に利用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組めます。

漁港整備につきましては、漁港機能の充実と利便性の向上を図るため、漁村再生交付金事業により、恵美須漁港に防風柵、八幡浦漁港に防風柵と簡易浮き棧橋の設置を計画いたしております。また、利用者の安全対策として、浜の活力再生交付金事業により、各漁港の岸壁へ車どめの設置を順次進めております。

今後、漁港施設の老朽化による改修が必要となることから、各施設の現状把握、老朽化予測、保全対策工法の選定など調査検討を行い、維持管理計画の策定を進めております。平成29年度は、和歌漁港、渡良柏漁港の各施設の調査及びその他の漁港の水域施設の機能保全調査、また、既に調査済みである七湊漁港物揚げ場の機能保全対策工事を実施することといたしております。

次に、**観光の振興**につきましては、平成28年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は、70万1,658人で対前年比96.9%となっております。昨年は夏場の天候はよかったものの、4月に発生した熊本地震の影響もあり5月と6月は落ち込み、また、9月には台風等の影響で天候に恵まれず、前年を下回る乗降客数となっております。

この4月から有人国境離島法が施行され、滞在型観光促進のためのさまざまな事業が展開でき

るようになります。一昨年認定された日本遺産を含め、原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史・文化遺産に、壱岐の美しい自然環境や豊かな食材を生かした魅力的な観光地づくりに取り組んでまいります。

また、平成28年度国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を活用して、郷ノ浦港ターミナル隣接地に、2次交通対策の一助となっている電動自転車（壱岐ちやり）の拠点施設の整備及び観光案内所を整備し、本市へお越しいただく観光客皆様の利便性の向上、電動自転車による新たな周遊プランの提供やきめ細かな観光サービスの提供により、交流人口拡大を図ってまいります。拠点施設の整備とともに、ターミナルと拠点施設間を快適に御利用いただくため、通路の雨よけ施設も整備することとしており、今回所要の予算を計上いたしております。

福岡事務所につきましては、さきの市議会定例会1月会議の折、博多駅周辺地区のオフィスビルへの移転を調整中である旨御報告しておりましたが、今回、福岡市博多区博多駅前3丁目30-26、中央博多駅前ビル4階を確保することができました。広さは25.72坪であり、現事務所の4倍弱の広さとなります。ベイサイドの現事務所は3月末で閉鎖し、4月から新事務所に移転、早期に通常業務を開始できるよう準備をしております。ベイサイドには、壱岐のパンフレット等を置いていただくよう調整しております。今回の事務所移転により、地域商社の営業活動の推進を初め、さらなる壱岐のPR等に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、日本経済は緩やかな回復基調にある中、離島部においては、その波及効果は遅く、地域経済は依然として厳しい状況にあります。そのような中、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化につなげるため、今回、壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例議案を提出をいたしております。

また、新たな産業支援策として、起業を志す人や経営上の課題を抱える中小企業の挑戦を応援する壱岐市産業支援センター——通称イキビズでございますけれども——の開設に向け準備を進めております。1次選考により5名まで絞り込んだセンター長の2次選考を2月26日に実施し、結果、センター長候補者1名を決定し、現在、採用に向けた調整を行っております。今後の予定として、新年度早々に着任後、センター長の研修期間2カ月程度設け、開設までにサポートスタッフを雇用し、8月にはセンターを開設する予定としております。なお、センターの事務所は、壱岐市農協本所向かい側の郷ノ浦町東触551番地3の貸し店舗を借り上げるように予定をいたしております。

次に、**テレワークの推進**についてでございますけれども、富士ゼロックスを中心に、日本テレワーク協会、NTT西日本、西日本新聞社、ランサーズ等のテレワークを推進している企業・団体と本市が協議会を設立し、ふるさとテレワーク推進事業を活用して整備した原の辻ガイダンス横のテレワークセンターについては、内部改修工事が完了し、プレオープンとして2月27、

28日でテレワーク実践セミナーを開催いたしました。

テレワークは、簡単に申しますと、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、安倍総理が最大のチャレンジと位置づける「働き方改革」の代表的なものであり、壱岐市を産官民一体となったテレワークのモデル地区にしたいと考えております。

テレワークの推進は、市民皆様の所得向上はもちろん、島外からの移住者の増加も目的としております。そのため、地方創生拠点整備交付金を活用し、テレワークセンターを利用する島外者向けの短期滞在型住宅の整備を行うとともに、テレワークセンターに多様な人々が交わるコミュニティスペースもあわせて整備することで、市民皆様も移住をされる皆様も地方創生に積極的に参画できる仕組みを構築してまいります。

次に、**福祉・健康づくりの充実**について申し上げます。

まず、**地域福祉の推進**につきましては、「みんなで支え合い、尊重し合い、安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として推進している壱岐市地域福祉計画に沿って、市民皆様の参画と協働による地域福祉力の向上に努めているところであります。このたび、平成29年度から33年度までの5カ年を計画期間とする第2次壱岐市地域福祉計画を策定しており、自分のできること「自助」、隣近所で支え合う「互助」、地域や事業所等が支援する「共助」、そして市が各種制度により援助する「公助」の観点から取り組みの方向を定め、それぞれの役割を明確にし、地域福祉力の向上を目指してまいります。

また、障がい者のための施策に関する基本的な計画である壱岐市障がい者計画についても、平成29年度から5カ年間を計画期間とする第2次壱岐市障がい者計画を策定しております。本計画では、「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を引き続き基本理念とし、障害者基本法に定める地域社会における共生と障がいを理由とする差別の禁止を基本原則に、障がいのある方々が住みなれた地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスの充実を初め、バリアフリー化等生活環境の整備、雇用の拡大、スポーツ活動や文化活動等による社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人を支える体制づくりを目指してまいります。また、平成29年度は、平成30年度から3カ年を計画期間とする第5期障害福祉計画を策定することとしております。これは、障がい者総合支援法に基づくもので、障がいのある方々が地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に努めてまいります。

平成27年10月1日をもって経営移譲した**市立特別養護老人ホーム**については、社会福祉法人壱心会により「特別養護老人ホーム壱岐のこころ」として、順調に運営がなされております。経営移譲の条件の1つである平成30年度末までの新施設建設に向け、鯨伏幼稚園下の建設予定地の用地内施設の解体及び排水路等の整備並びに分筆登記を完了いたしましたので、施設用地として譲渡するため、今回、関係議案を提出をいたしております。

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象者に臨時福祉給付金が給付されることとなりました。今回は国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して、対象者1人につき1万5,000円が給付されることとなっており、早期に給付できるよう準備を進めてまいります。

子育ては親が主体であるという前提に立ちながらも、子育てを社会全体で温かく見守り、ゆとりを持って子育ての喜びや充実感が感じられるような「ゆとりとやさしさを育む、癒しの島壱岐」の実現を目指しております。

子育てを地域全体で支え、助け合い、子供たちがゆとりを持って、心身ともに健やかに育ち、安心して子育てができる環境整備を推進してまいります。

福祉医療費給付事業につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本年4月診療分から医療費給付の対象年齢について、満6歳の未就学児までだったものを、満15歳（中学校3年生）の中学校卒業時まで拡充し、医療費負担の軽減を図り、子育て支援を充実させるため、今回、関係議案を提出いたしております。

また、壱岐市子ども・子育て支援事業計画に基づいた幼児教育・保育の量の確保と質の向上を図るため、平成30年度建設、31年4月開設に向け、石田町幼保連携型認定こども園の設計業務委託料を当初予算に計上いたしております。

このほか、子育て支援拠点事業、病児保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、関係機関と連携を密にして、子育て世帯に対する支援の充実を図ってまいります。

生活保護世帯につきましては、全国的に増加傾向にある中、本市においては、ここ数年、ほぼ横ばいの状態で推移し、昨年12月末現在で、被保護世帯数387世帯、被保護者数551人、保護率は2.07%となっております。

市民皆様の生活を守る最後のセーフティーネットとして、民生委員・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、真に保護を必要とする人に迅速かつ適切に生活保護制度の適用を図るとともに、生活保護法の規定に基づき、受給者の自立に向けた就労支援の強化や健康・生活面に着目した支援のほか、不正受給者対策の強化や医療扶助の適正化に努めてまいります。

次に、**健康づくりの推進**についてでございますけれども、生活の基盤は、まず「健康」であります。市民皆様の健康づくりのため、各種健（検）診、相談、予防、健康教室等の充実を図るとともに、受診率向上のため、健康づくり推進員の皆様並びに各自治会の福祉保健部と協働して、引き続き啓発事業を推進してまいります。さらに、市全体で医療や健康増進に係る対策や活動を通じ、学術的な根拠に基づき研究を進め、市民皆様の心身の健康増進と疾病予防に資するため、福岡大学・壱岐医師会・長崎県壱岐病院・県及び市が連携して、壱岐地域医療・健康開発研究事業を実施してまいります。平成29年度につきましては、市が重点施策として位置づけているC

KD（慢性腎臓病）重症化予防対策について取り組む予定であり、将来的には地域包括ケア、鬱病・自殺予防、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）対策などにも事業を拡大する予定としております。

また、食生活改善推進員の皆様には、「私たちの健康は私たちの手で」というスローガンのもと、総勢約180名の組織力と結束力で、食品の安全・調理・栄養など食に関する啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民の皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開を推進してまいります。

次に、**特定不妊治療費助成事業**について申し上げます。

本市の合計特殊出生率は2.14であり、全国第9位、長崎県内第2位に位置し、全国及び県内の平均を大きく上回っているところでありますが、晩婚化等により夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現状も認識しております。保険診療で認められていない特定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高まっており、妊娠を希望し特定不妊治療を受けている夫婦の心理的負担、経済的負担の軽減を行い、治療を継続できるよう支援するため、平成29年度から特定不妊治療費助成事業を実施することといたしました。

本市における国民健康保険加入率は、現在32%であり、景気低迷を反映した所得の減少、被保険者の減少等により、ここ数年、深刻な財政運営が続いております。

国民健康保険については、制度の安定を図るため、平成30年度から県に財政運営責任等が移行し、これまでの市町による国保運営から県も保険者となり共同運営を行う予定であり、移行に向けた準備を進めております。

今後も、国民皆保険制度を支える国民健康保険の財政安定化のため、滞納処分等の実施による収納率の向上に努めるとともに、第2期特定健康診査等実施計画に基づき、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図ってまいります。また、平成29年度においては、特定健診の受診率向上対策として新たにピロリ菌抗体検査を実施するとともに、引き続き特定保健指導の充実、重症化予防対策等による保健事業を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

介護保険につきましては、高齢者皆様が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めてまいります。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の進捗状況の総点検と第7期計画策定の準備を進めることといたしております。新規事業として、認知症総合支援事業を実施予定であり、認知症初期集中支援チームの設置と認知症地域支援推進員を配置し、複数の専門家により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の初期の支援を包括的に行い、自立生活のサポートと早期診断・

早期対応への支援を図ってまいります。本市においては、高齢化の急速な進展の中で、認知症の高齢化も一層増加するものと想定され、本事業を推進することにより「認知症になっても安心して暮らしていける壱岐島」を目指してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の制度発足以来、運営主体である長崎県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、被保険者皆様が適切な医療サービスを受けられるよう努めております。

一方、後期高齢者の医療費が増加しており、広域連合の委託事業である糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、人工透析の導入患者の予防や導入時期をおくらせることにより、対象者皆様の生活の質の維持と医療費の適正化を図っているところであります。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、2年ごとに見直しを行うこととなっており、平成29年度の保険料につきましては据え置きとなっております。

次に、**安全安心で環境にやさしいまちづくり**でございますが、まず、**防災対策**でございます。

本年1月18日、玄海原子力発電所3・4号機に係る原子炉設置変更許可を原子力規制委員会から九州電力株式会社が受けたことにより、国及び九州電力からの住民説明会が、長崎県の主催で開催されます。県内では、玄海原子力発電所からおおむね30キロ圏内（UPZ圏内）に入る区域を有する松浦市、平戸市、佐世保市及び壱岐市で開催されることとなっており、本市においては、3月21日火曜日午後7時から、壱岐の島ホールで開催予定となっております。

私は、玄海原発は100%安全であると言える施設ではなく、市民皆様が不安を持っていること、事故が起きれば、放射性物質による直接的被害だけではなく、農水産物への風評被害も心配されること等があり、一貫して再稼働には反対しており、この考えに変わりはありません。

なお、再稼働への賛成・反対と、防災対応とは別の事柄でございまして、現にその施設が存在する以上、原発事故の対策は国の責任で行われるべきものと捉えており、この点については、国や県へ強く要請しており、その都度、対応もなされております。

また、国が世界で最も厳しい規制基準をクリアしているというのであれば、その安全性を住民にわかりやすく説明するべきであると考えており、今回の説明会がそうしたものとなることを期待をいたしております。

さて、昨年4月に発生した熊本地震では甚大な被害が発生し、本市においても震度3を記録いたしました。また、全国各地で大雨による災害が多発しており、本市では昨年7月、壱岐市として初めての避難勧告を発令いたしました。このように、今までは起こらないと思われていたような自然災害が、いつどこで発生するか予測できない状況にあり、自助・共助のかなめである住民組織がますます重要な存在となります。

市といたしましては、組織化を推進してまいりました自主防災組織は161組織、組織率

81%となっております。また、市内の防災士22名による壱岐市防災士会が昨年6月に結成されるとともに、消防団と防災士会の連携を目的として、壱岐市防災ネットワーク連絡協議会が昨年12月に設立されております。防災対策においては、行政だけでの対応には限界がありますので、今後も、関係機関・団体と連携して、市民皆様の安全・安心対策の充実を図ってまいります。

平成28年中の災害発生状況は、火災20件、救急1,653件、救助14件で、前年と比較いたしますと、火災は3件の減、救急は30件の増、救助は5件の増でありました。火災件数につきましては、年間統計をとり始めた昭和48年以降最少の件数となっており、今後も、火災予防の周知徹底に努めてまいります。

平成29年度の消防防災施設及び資機材の整備につきましては、消防署郷ノ浦支署の耐震設計、防火水槽の増設、消防団の積載車及び小型ポンプの更新、ホース乾燥ポールの設置工事を行うことといたしております。

複雑多様化する近年の災害は、現場活動における潜在危険も増大しており、今後も、壱岐市消防団とともに関係機関と連携を強化し、市民皆様の安全・安心のため、万全の態勢を構築してまいります。

次に、**道路、河川等の整備**についてでございますが、市道整備については、平成29年度当初予算において、補助事業の道路改良2路線、交通安全施設整備4路線、道路防災安全工事1路線及び舗装補修1路線と起債事業7路線、単独事業15路線の整備費を計上いたしております。

急傾斜地崩壊対策事業についても、引き続き3地区の整備を進めてまいります。

道路や河川等の整備については、限られた財源の中、生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で、今後も取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、社会資本整備総合交付金により古城団地の耐震診断、目坂団地の耐震改修工事、三本松団地の外壁及び屋上防水工事、また、単独事業といたしまして、大久保団地の下水道等接続工事等を予定をいたしております。

平成25年度に策定した公営住宅等長寿命化計画は、厳しい財政状況下において、建てかえ、改善、修繕、用途廃止等の適切な手法を選択し、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図ることを目的としており、管理する住宅ストック全体の点検、修繕、改善サイクル等を勘案した上で一定期間を確保する必要があることから、その計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間としております。しかしながら、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行うことといたしておりましたので、平成29年度に計画の見直しを行うことといたしております。

次に、**水道事業関係**でございますけれども、国の制度改正を受け、平成29年4月から簡易水道事業を上水道事業に統合し、経営の効率化や透明性の向上等を図り、経営基盤の強化を目指し

てまいります。

今後も健全な水道事業経営を長期的に行うため、老朽管の更新を計画的に実施して漏水防止に努めるとともに、有収率の向上を図り、水道事業の安定経営に努めてまいります。

また、水道事業ビジョンを策定し、将来の水需要を考慮した施設の統廃合を含めた施設更新に取り組んでまいります。

公共下水道事業は、下水道整備計画区域内の未普及地区である古城・大谷地区周辺の17.2ヘクタールについて、平成28年3月に事業認可を受け、整備を進めております。

漁業集落排水施設整備事業は、平成29年度が最終年度になることから、汚水管布設工事及び路面本復旧工事を引き続き実施し、事業の促進を図ってまいります。

また、芦辺地区の一部約7.4ヘクタールについて、平成28年4月に供用開始を行い、さらに、平成29年4月には同地区の一部2.8ヘクタールを供用開始する予定といたしております。

今後は、公共下水道事業及び漁業集落排水施設整備事業で既に供用開始を行っている区域とあわせ、接続の推進に積極的に取り組んでまいります。

合併浄化槽設置整備事業につきましては、平成29年度も国、県の補助制度により、140基の設置を予定いたしております。

今後も汚水処理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

次に、**壱岐葬斎場の改築計画**について申し上げます。

壱岐葬斎場につきましては、昭和62年に火葬炉3基を備えた現在の施設へと建てかえを行い、今日まで運営を続けておりますが、建設後30年が経過し、建物及び設備も老朽化しており、さらに機器類の更新時期を迎えていることから、周辺地域の皆様の御理解を賜り、改築計画を進めたいと考えております。

滞ることのできない施設でありますので、平成30年度の完成を目指し、平成29年度は、測量、地質調査及び実施設計を行い、円滑に業務が運営できるよう準備を進めてまいります。

次に、**心豊かな人が育つまちづくり**でございますが、まず、**教育施設の環境整備**についてでございます。

市内小中学校の校舎及び屋内運動場は、児童生徒の学習の場及び災害発生時における緊急避難場所として、安全性の確保は極めて重要であります。

芦辺小学校校舎改築工事については、さきの市議会定例会1月会議において繰越明許費の議決をいただいたところでございますが、早期の完成に努めてまいります。また、体育館につきましても平成30年度に現在地に改築する予定として、今回、当初予算に所要の予算を計上いたしております。

次に、芦辺中学校校舎予定地（旧那賀中学校）の耐震診断業務については、当初、コンクリート強度試験で数カ所に国の基準を下回る数値があり、再度、強度試験の結果においても、1カ所が国の基準を下回るものの、耐震補強は可能であるとの調査結果が出されました。

しかしながら、何とか耐震改修ができるという状況にあって、耐用年数や不足する教室の増築等、総合的に勘案した結果、新築することがより賢明と判断し、今回、当初予算に校舎新築に係る調査設計業務費を計上しておりますので、議員皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

また、昨年9月会議において、那賀中学校の校地内共有墓地について、用地交渉ができないかとの御助言がありましたので、現在、墳墓移転補償費算定のための調査業務を委託するとともに、所有者の方とも交渉を進めております。

市内小中学校の校舎及び屋内運動場の外壁など非構造部材の落下防止のための改修工事につきましては、平成28年度国の第2次補正予算で小学校3校、中学校1校の採択を受けましたので、今回、平成28年度の補正予算に所要の予算を計上し、安全対策はもとより災害発生時における緊急避難場所として十分に機能できるよう、施設整備に努めてまいります。

経年による老朽化が進む学校施設の整備については、今後、多額の費用が想定されることから、今回、新たに学校施設整備基金条例を提出いたしております。

次に、**小中学生の離島留学制度**についてでございますけれども、壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略施策の1つとして離島留学制度の推進を掲げており、従来、高校生が対象であった離島留学を小中学生まで拡充したいと考えております。この施策実現に向けては、諸費用等の助成とともに、安心して子供を預けられる学校教育の充実が不可欠であります。学校教育で重要なことは、確かな学力を身につけさせることであり、学力の中でも、大学入試センター改革等を見据えると、今後ますます、英語の重要度が増してまいります。

現在、本市の中学生の英語の学力向上については、各学校で熱心に取り組んでおりますが、さらに後押しするために、中学生が英語に触れ、英語を生かし、英語を試す場の確保を目指して、受験する英語検定費用の補助を実施することいたしました。この取り組みと日ごろの学校における指導の充実との相乗効果により、課題としている英語の学力の全体的なレベルアップを図ってまいります。

また、安心して子供を預けられる学校教育の充実に関して、子供たちが万が一、不登校等の状態になっても学校復帰を目指して通う場としての適応指導教室という場所を、平成30年度に設置する予定にしております。

これらの取り組みを通して、安心して子供を預けられる学校教育の充実を努め、小中学生を対象とした離島留学制度の推進に努めてまいります。

次代を担う壱岐っ子の健全育成については、近年の小中学生のスポーツにおける活躍は、目を

見張るものがありますが、去る2月17日から19日にかけて開催された第66回郡市対抗県下一周駅伝大会の小学生男女総合で壱岐チームが見事優勝を飾り、連覇の快挙をなし遂げました。

また、志原小学校6年、柴田嘉那子さんが、社会を明るくする運動作文コンテストにおいて、全国で33万点の応募の中から、最高賞の法務大臣賞を受賞しました。

このような素晴らしい経験が、次代を担う壱岐っ子の人生の糧となるものと期待をいたしております。

さらに、この流れを後押しする企画がございます。3月12日日曜日でございますけれども、午後、壱岐市ふれあい広場において、プロ野球中日ドラゴンズの前監督、谷繁元信さんと元選手の和田一浩さんによる、市内の中学生を対象とした少年野球教室が開催されます。壱岐出身の方のお世話で開催されるこの野球教室は、一流選手の指導を受けるすばらしい機会となります。御両名の御来島に感謝するとともに、子供たちを初め、市民皆様にも、ぜひとも御参加いただきたいと考えております。

次に、**生涯学習・生涯スポーツの推進**についてでございますけれども、平成29年度長崎県公民館大会壱岐大会を、10月12日、13日の2日間で開催いたします。県内各市町から約1,000名の方々が参加され、壱岐の島ホールをメイン会場に、分科会や全体会、講演会等を行う予定としております。

また、11月25日、26日には、平成29年度長崎県スポーツ推進委員研究大会を、西部開発総合センター・石田スポーツセンターを会場に開催いたします。

いずれも、県内各地から参加される皆様を温かくお迎えするため、万全の準備を進めてまいります。

壱岐の文化財につきましては、特別史跡原の辻遺跡を初めとする本市固有の貴重な歴史遺産があり、これまでも島外へ情報発信手段として「デリバリーミュージアム」を行ってまいりました。島外向けの情報発信は、それぞれの開催地で大変好評をいただいております。今後も取り組みを続けてまいります。

一方、市民皆様への島外の文化財について情報を発信すべく、来年1月13日から2月25日までの間、一支国博物館において「発掘された日本列島展2017」を開催いたします。この公開・展示は文化庁が主催し、毎年全国各地で行われており、このたび、壱岐で初めて開催する運びとなりました。

今後も、ユネスコの世界の記憶としてことし登録予定の「朝鮮通信使」や、同じく、無形文化遺産として登録に向けて動き始めた「九州の神楽」など、世界に向けた情報発信を関係機関・団体とともに進めてまいります。

次に、**国内外交流**につきましては、昨年10月2日に開催した**壱岐ウルトラマラソン**について、

議員皆様を初め、市民皆様の御協力により、盛会裏に終了することができました。

大会公式フェイスブックのリーチ数は100万人を超え、経済波及効果も4,600万円以上と、観光振興や情報発信としての効果も大きかったものと捉えております。

さらに、大会を直接支えていただいた1,100名を超えるボランティアの皆様のほか、沿道で応援してくださった方、公民館など地域で集まり応援してくださった方、飲み物や食事を用意しておもてなしいただいた方など、多くの皆様に積極的に御参加いただき、壱岐を挙げて盛り上げていただいたことは、まさに地域振興事業として大きな効果があったものと考えており、ぜひ平成29年度も開催したいと考えております。

先月開催した関係機関・団体の皆様で構成された大会委員会においても承認いただいておりますので、前回いただいた御意見を参考とし、今後、具体的に進めてまいります。

インバウンドにつきましては、昨年9月に地域振興推進課内に国際化推進班を設置し、取り組んでいるところであります。

自治体国際化協会のソウル事務所が運営するSNSを活用した韓国での情報発信事業に採択され、本年2月6日から全10回分の投稿が掲載されており、壱岐の自然や歴史、グルメ、温泉、観光スポット等さまざまな側面から壱岐市の魅力を韓国の方に伝えるよい機会となっております。

29年度においては、各外国メディアの東京特派員を対象に10名程度を招聘し、壱岐の魅力を取材していただき、その内容を世界に発信することを目的としたプレスツアーを開催する予定といたしております。

また、8月には英語圏の国から日本語が堪能な国際交流員を招致し、国際イベントの企画や海外向けの情報発信、観光関係の英語表記支援、通訳等の業務を行っていただくことにより、国際化の推進、インバウンド事業の促進につなげてまいります。

岩永学園の関係皆様の深い御理解をいただき開校が実現した**こころ医療福祉専門学校壱岐校**につきましては、現段階での入学見込み数が、高校新卒者2名、社会人3名、留学生9名の計14名となっております。壱岐校の開校は、全国的に深刻な人材不足が予想されている介護福祉士の人材育成のみならず、地域と共存する専門学校として、地域活性化につながるものと確信をいたしております。

次に、人口減少対策の一環として取り組んでいる**婚活事業**につきましては、昨年実施した「第4回イキイキお結び大作戦」を機に交際が継続しているカップルも複数あり、温かく見守っているところでもあります。また、結婚応援隊制度については、初の結婚応援隊の仲立ちによる縁談が、平成28年度に1組成立をいたしました。

さらに、長崎県の事業として会員制のデータマッチングである「お見合いシステム」を開始されておまして、平成29年度においても関係機関と連携しながら、一層の婚活事業を推進して

まいります。

次に、**参画と協働による市民が主役のまちづくり**でございますけれども、地域が抱える課題への対応や市民皆様が主体となったまちづくりを進めるために、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定める壱岐市自治基本条例の制定について、これまで、審議会やワーキンググループによる素案の検討を行っております。

早期に素案の完成を目指し、その後、パブリックコメントや市民皆様との意見交換会等の開催、平成29年度中の条例制定に向けて、引き続き市民皆様が主体となる協働のまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

平成18年度に策定した第1次壱岐市男女共同参画基本計画の10年の計画期間が満了するため、平成29年度以降10年間の第2次壱岐市男女共同参画基本計画を今月末に策定を完了することとしており、現在、パブリックコメントを実施しております。本計画は、平成27年8月に施行された女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を盛り込んだ内容としております。

今後、男女共同参画社会の実現と女性活躍推進に関する取り組みを着実に進めるため、本計画の市民皆様への周知に努めるとともに、あらゆる分野で男女共同参画、女性活躍推進の視点に立ち、社会環境の変化や地域の実情に即した関連施策の企画・立案・実施に努めてまいります。

次に、**地域担当職員制度の導入**についてでございます。

急速に進む少子高齢化や市民のライフスタイルの変化、それらに伴う複雑多様化する住民ニーズに対し、これまでの一律的な行政サービスでは、これらの地域課題を解決することが困難となっております。

本市においても例外ではなく、このような状況を打開するため、地域の活力低下に対応し、地域の持続的な発展を支える人材そのものの支援が求められております。

そこで、全国的に導入が進んでいる地域担当職員制度について調査研究を行い、今回、その方針が整いましたので、新年度より取り組んでまいります。

よりよい地域づくりに向けて、地域住民と行政がそれぞれの立場から一歩踏み出し、共通の土俵に立って考え、それぞれの役割を認識しながら連携し、「自助・互助・共助・公助」の原則のもと協働のまちづくりを進めていくため、地域と行政の相互の橋渡し役となり支援する地域担当職員を、おおむね小学校区単位の地域区分で、この4月から配置をいたします。

庁舎の耐震改修につきましては、防災拠点施設となる各庁舎の耐震性確保やバリアフリー化、設備の老朽化等の課題を解決するため、基本計画に基づき、現在、実施設計に取り組んでおります。

工事は、平成29年度に郷ノ浦庁舎と勝本庁舎から着手する予定であり、平成30年度の完成を目標に進めております。

本工事は、「居ながら施工」を基本として実施いたしますので、工事期間中、市民皆様には御迷惑をおかけいたしますが、御理解いただきますようお願いいたします。

今回の耐震改修により、現4庁舎の耐用年数が延びるわけではなく、遠くない将来において新庁舎を建設をせざるを得ないときが訪れます。しかしながら、合併特例事業債のように庁舎建設に活用できる有利な地方債や交付金、補助制度が創設される保証がない現状において、新庁舎を建てなければならないそのときに、建設する余力が将来の壱岐市にあるのか、そして、建設しなければならない時期は、今の子供たちが成長したときであり、庁舎建設に要する経費は、そのときに壱岐市に住む皆様にとって、大きな負担となることが明白であります。

そのような状況に鑑み、庁舎建設に要する財源を今から積み立てなければならないと考え、今回、壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について提出しておりますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案関係について御説明いたします。

国の平成29年度の予算編成に当たっては、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるとともに、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、歳出改革等を着実に推進するとの基本的な考え方に立ち、その取り組みを的確に予算に反映するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進し、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めることとされております。

このことを踏まえ、地方財政については、歳出改革を行う一方、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行い、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策が講じられております。

本市の平成29年度の予算編成に当たっては、こうした地方財政をめぐる国の動向を注視するとともに、平成27年度に策定した第2次壱岐市総合計画の着実な実施を軸として、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、さらに事業の優先順位の明確化による適正で効率的な予算編成を行うとともに、壱岐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び壱岐市まち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには、特定有人国境離島地域社会維持推進事業における離島航路・航空路運賃の低廉化、滞在型観光促進事業、創業事業支援拡大事業等各種施策を最大限実行していくための予算編成に努めました。

一方、本市の財政状況は、平成27年度末の市債現在高が一般会計で276億2,755万5,000円（対前年比マイナス6億2,132万円）となり、平成27年度の各財政指標につき

ましては、財政健全化の目安となる実質公債比率が前年度5.2%から4.7%へ、将来負担比率が前年度16.2%からゼロ%へと、旧壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入等により大きく改善し、また、経常比率については84.8%で、前年度と比較すると0.4%増となったものの、県内12市の中で低い方から4番目となっており、これら各財政指標が示すとおり、現在のところ本市の財政状況は健全に推移いたしております。

しかしながら、本市の財政構造は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している状況に変わりはなく、今後、普通交付税の合併算定がえ特例措置の段階的な縮減による影響等により、厳しい財政運営が予想されることから、引き続き中期財政計画に基づき、行財政改革に取り組むとともに、本市の将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

このような方針に基づいて編成した平成29年度の一般会計の予算規模は225億2,300万円（対前年度当初予算比3億3,800万円1.5%増）、特別会計を含めた予算規模は326億284万6,000円（対前年度当初予算比マイナス4億9,513万8,000円1.5%減）となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・一部改正に係る案件13件、予算案件16件、その他3件でございます。何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取り組みを振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容等について申し述べましたが、今後もさまざまな行政課題に全力で対応しながら、財政の健全化に努め、あしたに希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。施政の方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これで、施政方針の説明を終わります。

ここで、安永消防長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 発言のお許しをいただき、議員の皆様並びに市民の皆様に御報告とおわびを申し上げます。

このたび、消防本部係長級職員を扶養手当等の不適正受給により、本日3月3日付で減給10分の1、1カ月の懲戒処分とし、処分の公表を行いました。

処分理由につきましては、扶養親族としての要件を欠くに至っていたにもかかわらず届け出を怠り、不適正に扶養手当等を受給していたことによるものです。

なお、処分の手続につきましては、壱岐市職員分限懲戒審査委員会に諮問し、その答申を受け

て処分の決定を行ったところであります。

扶養申請を行う場合は、収入等の確認をするように指導を受けておりながら、このような処分を行わなければならない事案が発生いたしましたことに対し、また法令等を遵守すべき立場にある消防職員がこのようなことを起こしましたことに対し、心からおわびを申し上げます。

再発防止に向け、先ほど緊急に職員を集めて強く注意喚起を行ったところであります。

今後、扶養等に関する研修会を実施し、職員の管理をしっかり行い、徹底した指導に全力を挙げて取り組み、また消防本部、消防署、全職員一丸となって襟を正し、信頼回復に向け、市民皆様のさらなる安全・安心のために邁進してまいります。

このたびはまことに申しわけございませんでした。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時12分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第5. 議案第4号～日程第36. 議案第35号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてから、日程第36、議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、以上32件を一括議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程をいたしております議案につきましては、担当部長及び課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第4号から議案第9号まで一括して御説明をさせていただきます。

まず、議案第4号長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって、長崎縣市町村

総合事務組合から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎縣市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。

長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1を次のように改めるものでございます。ご覧のように改正案は、組織する組合市町村13市8町と8つの組合などの29団体でございます。南高北部環境衛生組合を削っております。

次に、別表第2について、改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、第3条第1号に関する事務、これは退職手当に関する事務でございます。それから、第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員公務災害補償に関する事務でございます。第3条第13号に関する事務、これは職員研修に関する事務でございます。この3つの事務を共同処理しておりましたので、規約から南高北部環境衛生組合を削っております。

附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について御説明を申し上げます。

地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって長崎縣市町村行政不服審査会から南高北部環境衛生組合を脱退せしめ、長崎縣市町村行政不服審査会の共同設置規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成29年3月31日をもって南高北部環境衛生組合が解散することに伴い、長崎縣市町村行政不服審査会を共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお願いいたします。

長崎縣市町村行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

第1条を次のように改めるものでございます。行政不服審査会を共同設置する関係団体から南高北部環境衛生組合を削っております。新旧対照表につきましては、資料1に載せております。後もってご覧をいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関等のうち壱岐市ケーブルテレビ番組放送審議会、壱岐市都市計画審議会、壱岐市景観審議会及び壱岐市奨学生選考委員会の担任する事務の条文及び法令番号の整備並びに壱岐市障害児就学指導委員会の名称変更並びに壱岐市いじめ問題専門委員会及び壱岐市歴史文化基本構想策定委員会の新設を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表アの市長の附属機関の部、壱岐市ケーブルテレビ番組放送審議会の項中、「3条4」を「6条」に改め、同部、壱岐市都市計画審議会の項中、都市計画法の次に昭和43年法律第100号を加え、同部、壱岐市景観審議会の項中、壱岐市景観条例の次に平成27年壱岐市条例第17号を、景観法の次に平成16年法律第110号を加え、同部、壱岐市奨学生選考委員会の項中、平成17年壱岐市条例第37号を削り、同部に次のように加えます。壱岐市いじめ問題専門委員会、専門家による客観的な立場からのいじめ調査に関すること。別表イ、教育委員会の附属機関中、壱岐市障害児就学指導委員会を壱岐市教育委員会に改め、同部に次のように加えます。壱岐市歴史文化基本構想策定委員会、壱岐市歴史文化基本構想の策定に関し必要な事項を審査、調査、審議すること。

別冊関係議案資料の1、5ページから6ページに改正条例の新旧対照法を載せてます。後もってご覧をいただきたいと思えます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の改正並びに壱岐市簡易水道事業の壱岐市水道事業への統合並びに壱岐市歴史文化基本構想策定委員会及び認知症地域支援嘱託医を新設する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正

するものでございます。

その改正内容につきましては、別冊議案関係資料の1の7ページから12ページに改正条例の新旧対照を載せておりますので、後もってご覧をいただきたいと思ひます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号壱岐市個人情報保護条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますが、この法律の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

第34条第2項中「第28条」を「29条」に改めます。これは番号法の一部改正により、番号法本則第28条、特定個人情報ファイルの作成の制限の条番号が繰り下げられ第29条となったため、壱岐市個人情報保護条例における番号法の引用箇所を改正するものでございます。

別冊議案関係資料1の13ページに改正条例案の新旧対照表を載せておりますので、後もってご覧をいただきたいと思ひます。

附則といたしまして、この条例は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日、平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正をする法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づく教育長の職務専念義務の免除等の特例の定めとして、教育長が第2条第1項各号の理由により、例えば研修を受ける場合に、職務に専念する義務の免除は、あらかじめ市教育委員会またはその委任

を受けた者の承認を得て免除されるとしております。

なお、現行の教育長は経過措置の適用を受けております。

別冊議案関係資料1の14ページに改正条例の新旧対照表を載せております。後もってご覧をいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行しますが、第2項の経過措置で、この条例の施行の際、現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、引き続き在職する期間においては、この条例の規定により、改正後の壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は適用せず、改正前の壱岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有するといたしております。

以上で、議案第4号から第9号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第10号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育て支援を充実させるため、福祉医療支給対象者をこれまでの乳幼児就学前から中学校卒業時までには拡充し、子供の医療費を助成するため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正内容については記載のとおりでございます。

資料1としまして、議案関係資料15ページから17ページに新旧対照表を添付いたしております。

主な改正点といたしましては、御承知のとおり、現在、乳幼児の福祉医療費の支給対象年齢は満6歳に達する日の属する最初の3月31日までとなっております。この制度に加え、新たに対象年齢を小学校就学児満6歳の4月1日から満15歳に達する日の属する最初の3月31日、中学校卒業時までとし、子供の区分を新設するものでございます。

次に、子供に係る医療費の自己負担金について、母子・父子に係る医療費の自己負担金と同様、一月に同一医療機関1回800円、月2回、最高1,600円の自己負担額を定めるものでござ

います。該当条項は、第4条第1項第3号となります。

次に、福祉医療費の過払い金が生じた場合、または損害賠償金を受け取ることができた場合、返還を命ずることを定めるものでございます。この該当条項は、第11条及び第12条第2項となります。

そのほかにつきましては、一部改正による字句や条項番号のずれが生じた箇所を整備するものであります。

この条例の施行期日は、平成29年4月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第11号及び議案第12号を一括して説明させていただきます。

まず、議案第11号壱岐市介護保険条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、平成29年度においても、消費税の引き上げ延期により、これまで同様、第1段階の方への第1号保険料の軽減のみ実施されることとなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、次のページをご覧ください。

第5条第2項中の「28年度」を「29年度」に改めるものでございます。

次に、議案第12号壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、介護保険法の改正により、利用定員18名以下の指定通所介護事業所については、地域密着型通所介護事業所に移行したことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容については、次のページをご覧ください。

地域密着型通所介護の基本方針として、5条の次に1条を加え、6条から11条までを1条ずつ繰り下げる改正でございます。

以上で、議案第11号及び議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 議案第13号壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市中小企業・小規模企業振興基本条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図るため条例を制定するものでございます。

次のページをお開きください。

第1条につきまして、目的でございます。この条例は、中小企業者及び小規模企業者が本市における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによりまして、中小企業等の成長発展及びその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって市民の生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条につきましては、この条例で使われている用語の定義でございます。

第3条は、基本理念でございます。

第4条は、条例の目的を達成するために基本的な施策を規定いたしております。

第5条は、市の責務を掲げております。

第6条では、事業者の役割を掲載させております。

第7条は、中小企業団体の役割でございます。

第8条につきましては、市民の理解及び協力についてでございます。

第9条は、財政上の措置でございます。

第10条につきましては、委任でございます。

本条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものといたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第14号壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

壱岐市簡易水道事業を壱岐市水道事業へ統合することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものです。

本日の提出です。

提案理由は、壱岐市水道事業への統合によります壱岐市簡易水道事業の廃止に伴い関係条例の整理を行う必要があるため、所要の改正及び廃止を行うものです。

この背景は、国の制度改正を受けまして、平成29年4月から簡易水道事業を上水道事業に統合して、経営の効率化や透明性の向上などを図ることを目的としています。

議案資料1の改正条例案新旧対照表で説明させていただきます。

議案資料の21ページをお開きください。

関係条例の整理については、第1条に、壱岐市行政組織条例の一部改正として、この条例第2条に分掌事務があり、第6号の建設部の中にありますエ、水道に関するものを削ります。エを削りますので、その次にありますオをエに繰り上げることとなります。

22ページをお開きください。

次に、第2条、壱岐市職員定数条例の一部改正として、この条例の第2条に職員定数があり、第2号の市長の事務部局の職員360名の内訳としまして、アからクまで記載しております。この中のイ、簡易水道事業職員10人、上水道職員3人を削り、360人からこの13人を差し引いた347名を市長の事務部局の職員とします。このイ、ウを削ることから、それ以降を繰り上げることにします。そして、新たに8号として、水道事業の事務部局職員13人を加えます。

次に、23ページをお願いします。

第3条、壱岐市特別会計条例の一部改正として、この条例の第1項に設置があり、第6号の壱岐市簡易水道事業特別会計を削り、次の項目を第6号として繰り上げます。

次のページをお願いします。

第4条、壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正として、この条例の第2条に経営の基本があり、第2項の水道事業の名称及び給水区域の表に、現在は郷ノ浦上水道のみの名称しかありませんので、これまでの簡易水道事業区域の9地区を加えるため、表自体を24ページから26ページに記載のとおり改めるものでございます。

また、第3項、水道事業の給水人口及び1日最大給水量として、現在は郷ノ浦上水道のみの分しかありませんので、これまでの簡易水道事業区域の9地区を加えて、表自体を26ページに記載のとおり改めるものです。

第3条に組織がありまして、第2項中、水道事業管理者という表現をしておりますが、この水

道事業を削り、この項を第3項として、第2項に、前項の規定により水道事業管理者の有する権限は、法第8条第2項の規定により市長が行うものとするを加えます。

28ページをご覧ください。

第5条、壱岐市水道事業給水条例の一部改正として、記載のとおり改正します。

議案書の4ページをお願いします。

第6条に、次に掲げる条例は廃止することとして、以下の3つの条例を廃止するものとします。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、経過措置を記載のとおり設けております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第15号並びに第16号について御説明いたします。

まず、議案第15号壱岐市子どものいじめ防止に関する条例の制定について。

壱岐市子どものいじめ防止に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、壱岐市としてのいじめ防止対策を推進するために定めるものでございます。

次のページお開きください。

壱岐市子どものいじめ防止に関する条例を次のように制定するものでございます。

第1条の目的には、いじめ防止に係る基本理念、責務を明らかにするとともに、いじめ防止、いじめの解決のための基本となる事項を定め、子供が安心して生活し学べることができる環境をつくることを目的とし、第2条に用語の定義、第3条に基本理念、第4条から第7条にはそれぞれの責務を、第8条では子供の努めを示しております。

次のページをお開きください。

第9条では、いじめ問題対策連絡協議会を設置することとし、子供をいじめから守る総合的な対策を立案します。

また、第10条では、専門委員会を設置することとし、市長の諮問機関として、いじめによる事件、事故等の重大事案が発生したときに調査し、再発防止、問題解決のための提言を行う機関となります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号壱岐市体育施設条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、勝本ゲートボール場敷地を特別養護老人ホーム建設予定地として財産処分をするため、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

壱岐市体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正条文の内容につきましては、記載のとおりであります。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正条文の新旧対照表は、お手元の資料1の29ページに記載のとおりであります。

以上で、議案第15号と16号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第17号壱岐市本庁舎建設基金条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市本庁舎建設基金条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、将来、市本庁舎を建設する必要性が生じた場合、財源の確保については困難な状況が予想されるため、その財源の一部とするため、新たに基金を設置し、積み立てを行うものでございます。

次のページをお開きください。

第1条は設置についての規定でございます。

第2条は積み立てについて、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第3条は管理について、第4条は運用益金の処理について、第6条は処分について、第7条は委任について規定をいたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 山口教育次長。

〔教育次長（山口 信幸君） 登壇〕

○教育次長（山口 信幸君） 議案第18号老岐市学校施設整備基金条例の制定について御説明いたします。

老岐市学校施設整備基金条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、老朽化が進む学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するものでございます。

次のページをお開き願います。

老岐市学校施設整備基金条例を次のように制定するものでございます。

第1条では、学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため、老岐市学校施設整備基金を設置することとしております。

第2条の積み立てでは、一般会計歳入歳出予算で定める額とし、第3条から第5条に基金の運用、管理、繰替運用等について規定をいたしております。第6条については処分、第7条が委任。

この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は市長が別に定めることといたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔教育次長（山口 信幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 堀江市民部長。

〔市民部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○市民部長（堀江 敬治君） 議案第19号財産の無償譲渡について御説明をいたします。

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

本日の提出でございます。

提案理由としましては、財産を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

次のページをお開き願います。

1、譲渡財産は土地2筆でございます。1筆目の所在地は、老岐市勝本町布気触字木落シ840番1。地目が雑種地。面積2,551平方メートル。2筆目の所在地は、老岐市勝本町布気触字榎川948番1。地目が雑種地。面積3,563平方メートル。

2、譲渡の相手方、老岐市勝本町本宮南触298番地、社会福祉法人老心会理事長岩永城児。

3、譲渡の理由、平成27年3月5日付で締結した老岐市立特別養護老人ホーム等の移管に関する基本協定書第2条第2項の規定に基づき、施設建設用地として本財産を無償譲渡するもので

あります。

4、譲渡の条件、譲渡した本財産は、みずから運営する老人福祉法第15条第2項及び第4項に掲げる施設の事業のみの用途に供さなければならないこととしております。

なお、新施設建設後、現在利用しております施設は、社会福祉法人において解体をし、その敷地については更地化して返還いただくことといたしております。

5、譲渡の時期は、平成29年3月30日でございます。

別紙に無償譲渡する位置図を添付しておりますので、御参照賜りたいと存じます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔市民部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案説明を求めます。中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

平成28年度壱岐市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,131万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250億2,092万円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の追加、変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正、2款1項総務管理費の生涯活躍のまち推進プロジェクト事業ほか7件の事業費総額4億1,875万9,000円については、国の補正予算等により年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加計上して

おります。

なお、事業の完了予定及び繰り越し理由の詳細については、補正予算関係資料2の20ページ、21ページに記載のとおりでございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、5ページをお開き願います。

第3表地方債補正、1、追加、民生債は、緊急防災・減災事業債として、芦辺町クオリティーライフセンターつばさ空調設備整備事業に310万円、箱崎僻地保健福祉館耐震診断調査事業に140万円、三島へき地保育所耐震化事業に100万円、合計、限度額550万円を計上しております。

次に、消防債は、緊急防災・減災事業債として、壱岐消防署郷ノ浦支所耐震化診断業務に限度額120万円を計上しております。

次に、商工債は、一般補助施設整備等事業債として、国の平成28年度補正予算に採択され、本補正予算に計上している壱岐観光サービス拠点整備事業に限度額3,750万円を計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、2、変更、辺地対策事業債は、限度額2億9,990万円を2億6,120万円に3,870万円を減額しております。これは辺地対策事業債として計上していた芦辺漁港漁業集落環境整備事業分3,810万円が下水道事業債として措置されることとなったため減額し、また壱岐地域青果物等流通拠点整備事業分60万円を事業費の減に伴い減額しております。

次に、過疎対策事業債は、限度額4億1,690万円を4億1,680万円に10万円を減額しております。

簡易水道統合整備事業に600万円、大谷公園ゲートボール場整備事業に390万円を追加するとともに、壱岐文化ホール、壱岐の島ホールでございますが、大ホールの設備改修や田河幼稚園園舎屋根改修工事等事業費の減に伴う1,000万円を減額し、差し引き10万円を減額しております。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

過疎対策事業債、過疎債ソフト分ですが、限度額4億8,220万円を4億7,350万円に870万円を減額しております。過疎債ソフト分については、充当していましたが家畜導入事業ほかの事業費の減額によるものでございます。

次に、土木債は、限度額2億6,860万円を2億7,160万円に300万円を増額しております。若宮地区など急傾斜地崩壊対策事業に対する自然災害防止事業債の見込みとして40万円の増額と赤滝団地等公営住宅建設事業債の見込み額として260万円の増額によるものでございます。

次に、7ページでございます。

合併特例事業債9億7,720万円を10億3,200万円に5,480万円を増額しております。国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している小学校校舎等改修事業と中学校校舎等改修事業に係る追加分1億6,850万円と庁舎耐震改修等事業、芦辺中学校改築事業の設計等業務などの事業費の減額分、差し引きの5,480万円を増額でございます。

次に、総務債で限度額1,460万円を3,870万円に2,410万円を増額しております。国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している壱岐テレワーク関連施設整備事業に限度額2,750万円を一般補助施設整備等事業債として計上するとともに、旧鯨伏中学校校舎耐震改修事業の事業費の減等に伴う減額の差し引き2,410万円を増額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

次に、教育債で壱岐文化ホール、壱岐の島ホール空調設備ほか改修事業に限度額240万円を緊急防災・減災事業債として今回計上しております。

次に、災害復旧事業債で、限度額6,280万円を5,060万円に1,220万円を減額しております。公共土木施設災害復旧事業の単独分の起債見込み額1,420万円の減と補助分の起債見込み額200万円の増で、差し引き1,220万円の減でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明いたします。

10款1項1目地方交付税5億8,124万円8,000円は、普通交付税の未計上分5億4,834万円と特別交付税3,290万8,000円を計上しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金のうち地方創生拠点整備交付金6,750万円は、ただいま地方債でも申し上げました、国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している壱岐テレワーク関連施設整備事業に補助率2分の1の3,000万円と壱岐観光拠点整備事業に3,750万円を計上しております。

同じく14款2項7目教育費国庫補助金、小学校費補助金1,032万2,000円の減額は、八幡小学校ほか2校分の耐震補強事業等に係る補助金3,412万6,000円の減と、国の平成28年補正予算に採択され、本補正予算に計上している鯨伏小学校ほか2校の小学校校舎等改修事業に係る補助率3分の1の2,380万4,000円の追加分の差し引きでございます。

同じく中学校費補助金1,983万8,000円は、本補正予算に計上している勝本中学校校舎外壁屋根改修事業に係る補助率3分の1の補助金を計上いたしております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金、長崎県原子力災害対策施設整備費補助金2,900万円は、

三島小学校体育館放射線防護施設の追加工事に対し、補助率100%の補助金を計上しております。

次に、同じページの18款1項1目基金繰入金のうち財政調整基金繰入金4億円の減額は、地方交付税等の一般財源の増額により、今回、全額の減額補正を行っております。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

21款市債につきましては、5ページから8ページの第3表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

3月補正の主要事業については、別紙資料2の平成28年度3月補正予算案概要で説明いたします。

概要の2ページ、3ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、壱岐テレワーク関連施設整備事業6,000万円の補正は、ただいま説明いたしました国の平成28年補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用し、テレワーク施設の整備と島外利用者向けの短期滞在型住宅の整備並びに本テレワークの注目度アップのための情報発信等の事業でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

4款1項4目病院費、病院事業負担金737万5,000円の補正は、長崎県病院企業団に対し負担金要綱に基づく建設改良特別経費の増等によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、栽培漁業振興基金積立金276万円は、カサゴ等の種苗生産販売数の増による増額でございます。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

6款1項4目観光費、壱岐観光サービス拠点整備事業7,585万円の補正は、ただいま説明いたしました国の平成28年補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用し、壱岐観光サービス拠点整備事業として、郷ノ浦港ターミナル外の敷地に観光サービス拠点施設として2次交通対策のための電動自転車の貸し出しや手荷物預かりサービスの提供、観光情報の提供の場を目的とした施設整備を行うものでございます。

次に、同じページの5目福岡事務所費222万3,000円の補正は、福岡事務所の営業活動の強化等を図るため、事務所の場所を博多駅周辺に移転するため、新事務所に係る経費、敷金分を計上しております。

次に、同じページの8款1項5目災害対策費、原子力災害対策施設整備事業2,900万円の補正は、三島小学校体育館放射線防護施設の追加工事分を計上しております。

次に、同じページの9款2項1目学校管理費、小学校校舎等改修事業1億4,199万円の補正は、国の平成28年度補正予算で鯨伏小学校、八幡小学校の屋内運動場外壁と屋根の改修、田河小学校校舎の外壁と屋根の改修工事分の1億5,573万6,000円を計上するとともに、各小学校の外壁等改修工事の実績見込みによる減額補正の差し引きでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

9款3項1目学校管理費、中学校校舎等改修事業1,919万3,000円の減額補正は、芦辺中学校改築事業の設計等業務について減額補正を行うとともに、国の平成28年補正予算で勝本中学校校舎の外壁と屋根の改修工事6,765万円の差し引きでございます。

このほか、各事業の入札執行等、実績見込みによる不用額について減額補正を行うとともに、その一般財源不用額を後年度の公債費償還財源として確保するため、減債基金への3億円の積み立てを計上しております。

以上で、議案第20号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第21号から23号までを一括して説明をさせていただきます。

議案第21号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

平成28年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,632万2,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出補正予算については記載のとおりでございます。

5ページから7ページには、歳入歳出補正予算事項別明細を記載をいたしております。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項国民健康保険税につきましては、課税所得や被保険者数の移動により増額及び減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款1項療養給付費交付金は、退職被保険者分医療費の減により5,344万2,000円を減額し、6款1項前期高齢者交付金及び7款1項共同事業交付金は、交付決定によりそれぞれ増額及び減額をいたしております。

9款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等の減額により、計8,055万5,000円を減額いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

10款1項繰越金は、財源確保のため1億2,297万円を充当し増額をいたしております。

14、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費につきましては、今後の給付見込みにより増額及び減額をいたしております。

2項2目退職被保険者等高額療養費につきましても、給付見込みにより減額をいたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款4項出産育児諸費につきましては、給付見込みにより減額し、7款1款共同事業拠出金につきましては、額の確定により減額をいたしております。

18、19ページをお開き願います。

11款1項償還金及び還付加算金につきましては、過大に交付を受けておりました調整交付金等の返納金として追加補正をいたしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号平成28年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ399万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億158万1,000円とします。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、4款1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金399万5,000円を減額をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金について減額しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,022万9,000円とします。第2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款2項国庫補助金、4款支払基金交付金、5款県支出金の介護給付費負担金につきましては、地域支援事業の増によるもので、7款一般会計繰入金につきましては、地域支援事業及び事務費分をそれぞれ増額及び減額しております。

8款繰越金につきましては、財源確保のため前年度からの繰越金を129万2,000円充当し増額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款3項介護認定審査会費は、介護認定申請の減により、主治医意見書の手数料の減をいたしております。

3款1項介護予防生活支援サービス事業費は、その実績により増額及び減額をいたしております。

以上で、議案第21号から23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第24号について御説明申し上げます。

平成28年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,579万3,000円とします。2項及び第2条、そして第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出です。

4ページには、第2表繰越明許費を記載しております。これは県道勝本石田線配水管布設がえ工事の後に舗装の本復旧を行う予定でしたが、この区間に交差点があることから、関係機関との調整に不測の日数を要しまして年度内の完成が見込めないため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費としまして463万9,000円を計上しております。これは別添資料2の22から23ページに記載しておりますので、御参照をいただきたいと思っております。

10から11ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、4款繰入金で130万円の減額、7款市債で500万円の減額補正をしております。

次に、12から13ページをお願いいたします。

3、歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費で370万円を減額補正しております。また、2款施設整備費で財源調整をしております。主な補正の内容は、職員の異動等に伴うものでございます。

続きまして、議案第25号について御説明いたします。

平成28年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,607万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,974万円とします。2項及び第2条については記載のとおりでございます。

本日の提出です。

8から9ページをお願いいたします。

2、歳入ですが、4款県支出金で684万円を減額、5款繰入金で3,633万9,000円を減額、8款市債で2,710万円を増額補正しております。これは、漁業集落環境整備補助金の交付決定の減額によるものと、補助の残りの財源として充てておりました市債を財源調整のため増額するものでございます。

次に、10から11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で57万9,000円の減額、2款1項管理費で410万円の減額、2款2項1目施設整備費で1,140万円の減額補正をしております。

これは、漁業集落排水整備事業の加入助成金や施設管理業務などの実績見込みによる減額と漁業集落環境整備の補助金の交付決定の減額によりまして、工事請負費などを減額するものでございます。

議案第25号に関する主要事業は、資料の18ページから19ページに記載しております。

以上で、議案第24号と議案第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第26号平成28年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度壱岐市の三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,859万2,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入予算補正について御説明をいたします。一般会計繰入金を80万円減額補正計上いたしております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、一般職共済組合負担金については、追加費用率の減等によりまして、不用額となった80万円の減額でございます。

給与費明細書につきましては、12ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第27号平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算について説明いたします。

第1条、平成28年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成28年度壱岐市水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第1款水道事業収益で6万3,000円の増額

をしています。支出の第1款水道事業費用で1,120万1,000円の減額をしています。

第3条、平成28年度壱岐市水道事業会計予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入の第1款資本的収入で89万円の増額をしています。

2ページをお願いします。

第4条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

収益的収入及び支出を記載しております。これは、施設の動力費の実績見込みによります減額や職員の異動等に伴い総計費の減額及び資産減耗費の減額で、水道事業費として1,120万1,000円の減額補正をしております。

12から13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入で89万円の増額をしており、これは道路改良工事に伴う配管がえの実績によるものでございます。

以上で説明終わります。よろしくをお願いします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 中上財政課長。

〔財政課長（中上 良二君） 登壇〕

○財政課長（中上 良二君） 議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ225億2,300万円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものであります。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページ、そして4ページ、5ページには、第1表歳入歳出予算、歳入及び歳出の款項の区分の金額について記載いたしております。

6ページ、7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為は、平成30年度以降に発生する債務負担行為20件の内容について記載のとおりでございます。

次に、8ページ、第3表地方債で、平成29年度に借り入れるもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。起債総限度額は27億1,260万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開き願います。

まず、歳入の主な内容について御説明いたします。

1款市税1項市民税は8億4,465万6,000円で、対前年度比1,509万4,000円の増で、平成28年度の見込み額等から算出した結果、個人分が1,271万6,000円、法人分が237万8,000円の増となっております。

2項固定資産税は10億2,665万6,000円で、対前年度比2,124万6,000円の増で、新築家屋の増等を考慮し予算計上いたしております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金については4億6,000万円で、対前年度比1億400万円の減で、平成28年度の交付見込み額等を考慮し予算計上しております。

次に、16ページ、17ページをお開き願います。

10款地方交付税は、普通交付税の合併算定がえ段階的縮減の4年目であります。普通交付税90億2,697万3,000円、特別交付税6億3,968万3,000円、計96億6,665万6,000円で、対前年度比4億6,719万5,000円の増となっております。

これは、平成28年度当初予算計上の普通交付税の見込み額を合併算定がえの段階的縮減、また平成27年国勢調査人口の減少等の影響が不透明であり、かつ当初予算が骨格予算でありましたので、86億9,946万1,000円と計上額を低く抑えておりましたが、結果的に合併算定がえの復元措置並びに人口減少に対する措置がなされ、決定額が96億9,166万3,000円でありましたので、これらのことを踏まえ、今回、普通交付税を90億2,697万3,000円計上するとともに、特別交付税についても、特定有人国境離島法に係る各種事業の市の負担分1億7,936万7,000円の2分の1の8,968万3,000円を含めて計上いたしております。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

14款2項1目総務費国庫補助金、離島活性化交付金は、日本遺産関連PR事業ほか、地域活性化を推進する事業全16事業に対し、2分の1の補助金7,417万8,000円、また、地方創生推進交付金は、壱岐市産業支援センター運営費等補助金、テレワーク推進事業ほか全7事業に対し2分の1の補助金3,798万4,000円を計上しております。

また、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、国境離島関連事業のうち国から市に直接交付されることとなる滞在型観光促進事業の事業費4,770万円の55%の補助金2,627万3,000円を計上しております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

15款2項1目総務費県補助金、同じく特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、離島輸送コスト支援事業ほか全4事業に対し事業ごとに国60%、55%、50%と県22.5%、12.5%、10%の交付金が国分を含めて交付される予定であり、計2億9,154万4,000円を計上しております。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

17款1項2目指定寄附金、ふるさと応援寄附金について、見込み額1億8,000万円を計上しております。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

18款1項1目基金繰入金は、財政調整基金については、財源調整のための4億円と減債基金は地方債償還の財源に4億円の繰り入れをそれぞれ計上しております。

特定目的基金について、過疎地域自立促進特別事業基金で、しま共通地域通貨発行事業の財源に1億9,850万円を計上、ふるさと応援基金で、ウルトラマラソン運営費補助、また消防団の小型動力ポンプ積載車購入等の財源に1億1,673万1,000円を計上、合併振興基金で安全・安心まちづくり交付金や行政協力事務交付金など、市民の連帯の強化及び地域振興を図るため、8,450万円を計上しております。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

21款市債については、全体合計27億1,260万円で、対前年度1億5,060万円の減となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道山崎線道路改良事業、市道黒崎線道路改築事業等の20事業に対し2億5,000万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード事業分で全天候型ゲートボール場整備事業、漁村再生交付金事業、市道住吉湯ノ本線道路改築事業等の15事業に対し3億640万円、ソフト事業分で、しま共通地域通貨発行事業、離島航空路新規路線対策事業など26事業に対し、基本限度額分2億6,470万円と限度超過分2億4,910万円の合わせて5億1,380万円を計上しております。

す。

3目合併特例事業債は、市役所4庁舎耐震改修等事業、壱岐葬祭場の地形測量、設計業務、芦辺中学校校舎移転改築調査設計ほか、小中学校全7校の校舎体育館の改修設計並びに改修工事費、また高等職業訓練校耐震改修事業等に7億5,330万円を計上しております。

次に、46ページ、47ページをお開き願います。

4目臨時財政対策債は、地方の財源不足を補填するために、国と地方の折半ルールに基づき、5億円を計上しております。

5目総務債及び6目民生債、8目消防債、9目教育債の緊急防災・減災事業債は、沼津事務所と初山事務所の耐震改修事業に5,080万円、箱崎僻地福祉館の耐震改修事業と勝本診療所の耐震改修事業に2,520万円、消防署郷ノ浦支所の耐震改修事業に260万円、壱岐文化ホール、壱岐の島ホール空調設備等改修事業と箱崎地区公民館耐震改修事業に1億3,820万円をそれぞれ計上しております。

7目土木債の自然災害防止事業債は、4地区の急傾斜地崩壊対策事業に3,040万円、公営住宅建設事業債は、目坂団地公営住宅改修事業ほか計3事業に1億4,190万円を計上しております。

次に、歳出について、資料3の平成29年度当初予算案概要の主要事業により主な内容について御説明をいたします。

資料3、平成29年度当初予算案概要の4ページ、5ページをお開き願います。

2款1項1目壱岐市防犯協会連合会補助金473万3,000円は、通常の活動支援に加え、主要交差点2カ所への防犯カメラの設置に対する補助を計上しております。財源にはふるさと応援寄附金を充当しております。

同じく2款1項1目本庁舎建設基金積立金1,000万円は、将来の市本庁舎の建設に要する経費に充てるための基金への積み立てを行うものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

2款1項5目財産管理費、高等職業訓練校耐震改修工事2,600万円は、本施設が昭和54年建築で、耐震診断の結果、改修が必要と判断されたため、今回計上しております。

また、同じく2款1項5目財産管理費、市役所庁舎耐震改修等事業6億円は、市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、郷ノ浦庁舎、勝本庁舎をそれぞれ耐震改修等を行うものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、国際化推進事業として、英語圏から高度な日本語能力を持つ国際交流員1名の招致として383万1,000円を計上しております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、海外メディアの東京特派員を対象に壱岐取材旅行を実施する海外メディア招聘事業として336万円を計上しております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、インバウンド対策事業として、アジア圏の国々に対する壱岐の認知度向上のため、現地プロモーション、マスメディアでの情報発信や青少年スポーツなどを行う事業として1,600万円を計上しております。

ただいま御説明いたしました海外メディア招聘事業とインバウンド推進のための各事業を計上しております。なお、これらの各種事業については、離島活性化交付金を充当しております。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項6目企画費、離島航空路新規路線対策事業として、ORCの新規路線対策に対する補助として、壱岐市補助分9,366万6,000円のうち、平成29年度分7,533万3,000円を計上しております。

なお、財源には過疎債ソフトを充当しております。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項13目国境離島振興費として、離島航路・航空路運賃低廉化分8,337万2,000円、離島航路輸送コスト支援事業の農林水産分の計1億6,636万7,000円、次の22ページ、23ページの滞在型観光関係3事業で、計7,184万5,000円、創業・事業拡大支援事業1億6,860万円、次の24ページ、25ページのまちづくり事業700万円、合計、一部国、県補助金を含めた事業費4億9,718万円、うち市の持ち出しとなる一般財源分1億7,936万7,000円を計上しております。

なお、後ほど御確認をいただきたいと存じますが、本事業については、予算書の72ページ、73ページに2款総務費1項総務管理費の13目国境離島振興費として新たに目を設け、関連事業分を集約して計上しております。

次に、26ページ、27ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉費、乳幼児・母子・寡婦福祉医療費として、医療費給付事業の年齢対象をこれまでの満6歳の未就学児までから満15歳の中学校卒業までに拡充分の増額分約3,000万円を含めた計7,464万円を計上しております。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

3款1項5目介護保険事業費、介護人材確保対策事業助成金として、介護福祉士養成校の就学支援金として16名分の320万円、介護福祉士修学資金貸付金として2名分の160万円、学校の運営費930万円、留学生の生活費補助9名分の432万円等、合計1,868万円を計上しております。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。

同じく3款1項5目介護保険事業費、キャリアアップ促進事業は、市内の介護サービス事業者がその従事者を介護福祉士資格取得のため養成校へ通学させる際の当該従事者の給与補填として3名分の216万円、代替要員確保に要する費用の一部助成として3名分の144万円、計360万円を計上しております。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

3款2項4目保育所費、石田町幼保連携型認定こども園建設に係る設計委託として1,530万円を計上しております。財源としては合併特例事業債を充当しております。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費、特定不妊治療費助成金として医療保険の適用を受けない特定不妊治療への上乗せ助成を行うもので、1回10万円を限度として6回の8人分410万円を計上しております。財源として、ふるさと応援寄附金を充当しております。

また、4款1項3目環境衛生費、火葬場管理費として、壱岐葬祭場の改築事業に係る地質調査、地形測量、設計業務等6,595万2,000円を計上しております。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

4款1項4目病院費、長崎県病院企業団負担金として企業団に対する本部経費及び壱岐病院運営経費について、長崎県病院企業団負担金要綱に基づき4億8,861万3,000円を計上しております。

また、同じく4款1項4目病院費、壱岐地域医療・健康開発研究事業は、福岡大学、壱岐医師会、長崎県壱岐病院と県、市が連携し、慢性腎臓病の重症化予防対策に取り組む経費として1,500万円を計上しております。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興費、地産地消推進対策事業は、焼酎の原料となる大麦生産に対する奨励補助金として、栽培面積170ヘクタール、補助単価10アール当たり5,000円を補助するもので、850万円を計上しております。

次に、48ページ、49ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費、和牛共進会費は、壱岐市の代表牛選考会の補助と県代表選考会100名分の応援者旅費の一部助成、また第11回全国和牛能力共進会宮城大会応援者100名分の旅費の一部助成と、全共出品助成金として市から1頭当たり50万円、6頭分の助成金、計795万円を計上しております。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

5款1項5目農地費で、日本型直接支払制度事業は、農村地域の高齢化、人口減少により多面

的機能の維持及び水路、農道等の軽微な補修や施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付するとともに、環境保全に効果の高い営農活動によって地球温暖化防止、生物多様性保存に取り組む農業者等へ交付金を交付するため、①の農地維持支払交付金の93組織など6項目の交付金について、記載のとおり、総額3億4,275万4,000円を計上しております。

次に、58ページ、59ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、離島漁業再生支援交付金は、協定を締結した対象漁業集落10集落の漁業生産活動に対し支援するもので、漁船リース料等5隻分や、これら各事業の国境離島施行による拡充分を含めて、計2億1,530万円を計上しております。

6款1項2目商工振興費、しま共通地域通貨発行事業は、平成28年度から平成30年度まで、長崎市、対馬市を除く離島・過疎市町村のPR及び誘客と消費促進につなげて、交流人口の拡大と島内経済の活性化を図るもので、10%のプレミアム分である3億8,000万円を、旅行商品に関しては、通年分及びセット分に関しては、各市町で負担するものでございます。情報発信及び加盟店マップ印刷費を含め、総事業費1億9,854万5,000円を計上しております。

次に、62ページ、63ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、壱岐市産業支援センターの運営費等補助金は、人件費、事務所借上げ料等の運営費に関する補助3,030万円を計上しております。

同じく地域商社運営費等補助金は、壱岐市ふるさと商社——仮称でございますが——の開設準備費として460万8,000円を計上しております。

いずれも財源として地方創生推進交付金を充当しております。

次に、68ページ、69ページをお開き願います。

7款2項3目道路橋梁新設改良費は、補助事業で住吉湯ノ本線改良事業ほか7路線に3億1,470万2,000円と、次の70ページ、71ページの地方改善施設整備事業として1路線に615万円、単独事業で崎辺線ほか計15路線に8,584万9,000円、辺地・過疎債の起債事業で、本村神里線ほか計7路線に1億9,619万4,000円を計上しております。

次に、74ページ、75ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費で、公営住宅等長寿命化計画により老朽化した市営住宅の耐震診断及び耐震改修工事ほか給配水整備等の改修工事並びに下水道への接続・解体工事等で目坂団地、三本松団地、大久保団地、新中尾団地、三本松、赤滝団地、大久保団地について、また、公営住宅等長寿命化計画の見直しに係る策定業務を行うもので、計2億3,868万6,000円を計上しております。

次に、76ページ、77ページをお開き願います。

8款1項3目消防施設費、消防団積載車3台の更新、1,633万9,000円を計上しており

ます。なお、そのうち1台分については、ふるさと応援寄附金を充当しております。

次に、9款1項2目事務局費、学校施設整備基金積立金は、将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置するもので、1,000万円計上しております。

次に、78ページ、79ページをお開き願います。

9款2項1目小学校管理費は、各小学校の体育館の外壁、屋上プール及びグラウンド等の整備工事並びに設計業務について、計6,384万2,000円を計上しております。財源として、その一部に合併特例事業債を充当しております。

9款3項1目中学校管理費は、芦辺中学校校舎移転改築調査設計、用地補償費並びに石田中学校体育館外壁・屋根改修設計、合計5,074万3,000円を計上しております。これも財源として合併特例事業債を充当しております。

次に、82ページ、83ページをお開き願います。

9款5項4目公民館費、壱岐文化ホール、壱岐の島ホール管理事業は、大ホールの空調設備改修、外構の改修工事について9,864万9,000円を計上しております。財源として、避難所指定施設のため、緊急防災・減災事業債を9,220万円充当しております。

以上が、歳出の主な内容でございます。

その他、基金の状況については資料の92ページに、地方債の状況に関する調書は93ページに記載のとおりで、平成29年度末一般会計の地方債現在高見込み額は277億6,721万5,000円で、平成28年度末見込み額と比較いたしますと1億6,192万8,000円の減となる見込みでございます。

以上で、議案第28号平成29年度壱岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分といたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を求めます。高下保健環境部長。

〔保健環境部長（高下 正和君） 登壇〕

○保健環境部長（高下 正和君） 議案第29号から31号までを一括して説明させていただきます。

議案第29号平成29年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度吉野市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55億473万9,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億567万2,000円と定める。第2項については記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第3条については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項国民健康保険税1目一般被保険者健康保険税を7億5,659万2,000円、2目退職被保険者等健康保険税1,631万8,000円を計上いたしております。

3款1項1目療養給付費等負担金につきましては8億1,695万3,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

3款1項国庫負担金2目高額療養費共同事業負担金につきましては6,282万9,000円を、3款2項1目財政調整交付金につきましては4億1,360万9,000円を計上いたしております。

4款1項県負担金1目高額療養費共同負担金につきましては6,282万9,000円を、4款2項1目財政調整交付金につきましては2億1,730万9,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

5款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金として5,970万1,000円を計上しております。

6款1項1目前期高齢者交付金につきましては、11億6,866万1,000円を計上し、7款1項1目高額療養費共同交付金については2億6,332万1,000円を計上しております。

2目の保険財政共同化事業交付金につきましては11億4,441万7,000円を計上し、9款1項一般会計繰入金は法定繰り入れ分として3億5,175万2,000円、法定外繰り入れ分としまして1億5,167万5,000円を、計5億342万7,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費には事務的経費をそれぞれ計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款1項療養給付費1目一般被保険者療養給付費につきましては27億2,820万円を計上しております。

2目の退職者被保険者等療養給付費につきましては、退職者医療制度の廃止により新規の適用がないことから、昨年より6,480万円減の5,520万円を計上いたしております。

20、21ページをお開き願います。

2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費には4億9,170万円を計上いたしております。

4項出産育児一時金につきましては42万円の60人分、2,520万円を計上しております。

3款1項1目高齢者支援金につきましては4億4,980万円を計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

6款1項介護給付金につきましては、40歳から64歳までの方々の負担金として1億9,159万2,000円を計上しております。

7款1項2目の保険財政共同化安定事業拠出金は11億4,782万1,000円を計上しております。

24ページから27ページは、8款保健事業費といたしまして、特定健康診査及び特定保健指導の事業費を計上いたしております。

38ページ、39ページをお開き願います。

診療施設勘定の歳入につきましては、1款診療収入として9,630万6,000円を計上いたしております。

42、43ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費として1億466万8,000円を計上いたしております。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

続きまして、議案第30号平成29年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,770万1,000円と定める。2項については記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきましては1億7,470万7,000円を、4款1項一般会計繰入金は、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定金の繰り入れを合わせまして1億4,115万1,000円を計上しております。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして3億1,364万2,000円を計上いたしております。

以上で、議案30号の説明を終わります。

続きまして、議案第31号平成29年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成29年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,605万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,054万円と定める。2項につきましては記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の総額は2億円と定める。

歳出予算の流用、3条につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入につきましては、1款1項1目第1号被保険者保険料といたしまして、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分合わせまして5億915万8,000円を計上いたしております。

3款1項1目国庫負担金でございますが、歳出の介護サービスに対応するもので5億4,657万4,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金1目の調整交付金は3億2,717万7,000円を、2目地域支援事業交付金につきましては4,800万円を計上し、3目地域支援事業交付金は2,262万円を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金については、支払基金から交付されるものでございまして、本年度交付率は28%となっております、9億1,556万3,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては4億5,373万3,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費、介護予防事業費、包括任意事業費、事務費といたしまして、それぞれ一定のルールに基づいて繰り入れをいたしており、5億2,698万5,000円を計上いたしております。

2項基金繰入金は、給付費準備基金から昨年同様4,000万円を計上いたしております。

14、15ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費は、システム改修業務1,056万8,000円を、介護保険計画策定業務委託料471万9,000円を計上いたしております。

16、17ページをお開き願います。

2款1項介護サービス諸費につきましては29億9,420万円を計上いたしております。

18、19ページをお開き願います。

2款3項高額介護サービス費は7,900万円を計上し、3款1項介護予防生活支援サービス事業費といたしまして1億7,574万5,000円を計上いたしております。

3款2項1目一般介護予防事業費は、要介護にならないようにするための介護予防把握事業、二次予防指導事業、介護予防普及啓発事業などの費用3,906万1,000円を計上いたしております。

20、21ページは、その内容となっております。

22、23ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業、任意事業は8,522万円を計上いたしております。

38、39ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、1款1項予防給付費、収入は、要支援1、2と認定された方と総合事業利用者の方へのサービスプランの作成について、居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,770万8,000円を計上いたしております。

40、41ページをお開き願います。

歳出につきましては、1款1項総務管理費は、事務的経費として2,954万8,000円を計上し、2款1項居宅介護支援事業費は、事務雇い賃金と島外在住の対象者に係るケアプラン作成業務委託料を計上いたしております。

以上で、議案第29号から31号までの説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔保健環境課長（高下 正和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第32号平成29年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億5,715万6,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は3億円と定めます。第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いします。

2、歳入でございます。

2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の公共下水道と漁業集落の分の5,938万2,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上しております。

12から13ページをお願いします。

8款市債として、公共下水道及び漁業集落分の費用を計上しております。

14から15ページには、3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費を、16から17ページには、2目施設管理費として、13節委託料に施設管理業務費などを計上しております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の15節工事請負費は、インフラ等整備工事として、大谷地区の古城団地付近の污水管布設工事などを計画しております。

20から21ページには、2款漁業集落排水整備事業1項1目一般管理費を掲載しており、19節負担金補助及び交付金として、下水道加入に伴います補助金など、2目施設管理費の13節委託料は、山崎、恵美須、芦辺の施設管理業務などを計上しております。

22から23ページをお願いします。

2項1目施設整備費の13節委託料は、污水管布設区間の家屋事前調査費用と設計業務費など、15節工事請負費は、芦辺浦地区の污水管布設などに伴う経費を計上しております。

25から29ページには給与明細書を、30から31ページには債務負担行為の限度額を記載しております。

議案第32号に関する主要事業は、資料3の90から91ページに記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で説明終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第33号平成29年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成29年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,073万5,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明をいたします。

1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,063万7,000円を計上いたしております。前年度と比べまして110万7,000円の減収を見込んでおります。理由といたしましては、三島島民の減少に伴う輸送人員の減少でございます。

次に、2款国庫支出金及び3款県補助金につきましては、国庫補助金は5,186万7,000円、県補助金は1,120万8,000円を計上いたしております。前年度と比べまして国県からの交付金は331万8,000円の増となります。

国庫補助金につきましては、標準的な事業費等を前提とした事前算定方式によりまして内定した金額でございます。県補助金については、確定欠損額に対する国の補助金が満たない分、その分の2分の1が交付されることとなっております。

4款繰入金、一般会計からの繰入金は、国県の補助残及び補助対象外経費について計上いたしております。前年度より9万5,000円の減となります。

10ページ及び11ページをお開き願います。

歳出について御説明を申し上げます。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職4人、嘱託職2人を計上いたしております。

次に、12ページ及び13ページをお願いいたします。

27節公課費86万円でございますが、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。

2目業務管理費でございますけれども、11節需用費の修繕料2,450万円につきましては、主に5年に1回の定期検査とドックに係る修繕料でございます。また、14節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときにかかる臨時船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまの分、そして原島待合所にかかる公債費の償還分でございます。

17ページから21ページにかけては、給与費明細書でございます。

22ページをお願いいたします。

最後のページには、地方債の当該年度末残高見込み額でございますが、平成29年度で地方債の償還は終わります。

以上で、議案第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 井戸川農林水産部長。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 登壇〕

○農林水産部長（井戸川由明君） 議案第34号平成29年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

平成29年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億724万6,000円と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表、歳入の部でございます。歳入合計1億724万6,000円、前年度と比較しますと778万1,000円の減額となっております。

6ページ、7ページには、歳出の部の事項別明細書を記載いたしております。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,276万円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績を考慮いたしまして417万1,000円を減額いたしております。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は176万4,000円でございます。嘱託職員1名分の人件費の2分の1を一般会計より繰り入れる予定でございます。309万5,000円の減額につきましては、嘱託職員1名の退職に伴う減額分であります。

10ページ、11ページをお開き願います。

5款諸収入3項1目受託事業収入4,242万6,000円は、環境管理等の業務委託収入でございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項1目一般管理費1億719万5,000円で、前年度と比較しますと778万1,000円の減額となっております。主に嘱託職員の報酬及び需用費の減額に伴うものでございます。

16ページには、給与明細書を記載いたしております。

以上で、議案第34号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（井戸川由明君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 議案第35号平成29年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、平成29年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

収入、第1款水道事業収益は9億5,330万9,000円、支出、第1款水道事業は9億4,091万2,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入は1億2,053万9,000円、支出の第1款資本的支出は2億5,747万2,000円です。

第4条の2から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

議案第14号で説明しましたように、新年度から従来の水道事業会計と簡易水道事業特別会計を統合した予算編成になっております。

4から7ページには、予算の実施計画書として収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、企業活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて手元に残る資金の流れをあらわすキャッシュフロー計算書を、9から11ページには、職員の給与明細書を記載しております。

13ページには、注記としまして固定資産の減価償却の方法や引当金の計算方法などを、14から19ページには、平成29年度末と平成28年度末の決算見込みの予定貸借対照表を記載しております。

20ページをお願いいたします。

平成29年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございまして、1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年度分の水道料金として5億4,602万1,000円を見込んでおります。2項営業外収益は、長期前受金戻入などを計上しております。

22ページをお願いします。

支出でございまして、1款水道事業費用1目原水費及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設

の電気料などを計上しております。

2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査費を、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

24から25ページには、5目減価償却費などを記載しております。

26から27ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

1款資本的収入ですが、1目他会計出資金として、これまでの簡易水道償還元金などの企業債償還金を計上しております。2項工事負担金は、道路改良などに伴います水道管布設がえ補償費を計上しております。

27ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に配水管布設がえ工事の経費を、2項資産購入費は、量水器や量水ボックスの購入費を、3項企業債償還金は、これまでの水道事業会計分と簡易水道建設改良企業債などの分をあわせて計上しております。

以上で、議案35号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、市長提出議案の説明が終わりました。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時37分散会
